

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目33番1号
森永乳業株式会社
代表取締役社長 古川 紘 一

第87期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第87期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示され、平成22年6月28日午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール

3. 目的事項

報 告 事 項

1. 第87期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第87期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

1. 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

2. 株主総会参考書類ならびに添付書類記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに添付書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページに掲載しますのでご了承ください。

<http://www.morinagamilk.co.jp/ir/syosyu/>

以 上

◎お願い 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

1. 森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項

(1) 森永乳業グループの事業の経過および成果

当期のわが国の経済は、内外の経済対策などによって輸出や生産に回復が見られました。しかしながら、物価が緩やかなデフレ状況であったことに加え、いぜん雇用・所得情勢は厳しい状況が続くなど、景気は低い水準で推移いたしました。

食品業界におきましては、消費の伸び悩みに加え、生活防衛意識の高まりから低価格志向が強まり、厳しい経営環境が続きました。

酪農乳業界におきましては、昨年3月に行われた原料乳買入価格の引き上げに伴う価格改定の影響などにより普通牛乳の生産量は前年から大きく減少しましたが、健康志向や値ごろ感に対応した成分調整牛乳や加工乳の生産量は大きく増加しました。しかしながら、飲用牛乳全体の生産量の減少傾向には歯止めがかかりませんでした。一方、国内の乳製品需給は、飲用牛乳の減少や乳製品需要の減少により、脱脂粉乳やバター的大幅な在庫増が懸念される状況となりました。

このような環境のもとで、当社グループは、お客さまのニーズに応えた商品の開発、改良に努めるとともに、原料乳買入価格の引き上げに伴うコスト上昇を吸収するために、牛乳類を中心に商品価格の改定を実施し、その浸透に努めてまいりました。また、厳しい消費環境の中で販売促進活動を積極的にを行い、一方で、原材料の有利調達および生産・物流の合理化や経費の削減など、ローコストオペレーションの徹底を引き続き進めてまいりました。

これらの結果、当期の連結売上高は、牛乳類、バター、乳飲料などが前年実績を上回ったことから5,851億1千6百万円（前年比0.2%増）となりました。利益面では、連結営業利益は171億2百万円（前年比48.4%増）、連結経常利益は170億1千8百万円（前年比51.5%増）、連結当期純利益は80億1千7百万円（前年比88.4%増）となりました。

当社（森永乳業）の概況

① 概況

当社の業績は、上記の連結業績で記載した内容と同じ理由により、売上高は4,504億3千5百万円（前年比1.2%増）となりました。利益面では、営業利益は104億2千1百万円（前年比56.0%増）、経常利益は129億8千7百万円（前年比40.7%増）、当期純利益は64億4千4百万円（前年比128.3%増）となりました。

また、財団法人ひかり協会に対する負担金として、当期は17億6百万円を支払いたしました。

② 売上の状況

市 乳

牛乳類は、「森永のおいしい牛乳」シリーズは前年をわずかに下回りましたが、新商品の成分調整牛乳「まきばの空」が大きく寄与したことから、全体では前年の売上を上回りました。

乳飲料等は、「ピクニック」が前年を下回りましたが、新商品「マウントレニア ダブルエスプレッソ」が加わった「マウントレニア」シリーズや「リプトン エキストラショット」が加わった「リプトンミルクティー」が前年を上回ったことから、全体では前年の売上をわずかに上回りました。

ヨーグルトは、「ビヒダスヨーグルト脂肪ゼロ」が寄与したプレーンヨーグルトや「ビヒダスヨーグルト4ポット」シリーズが前年を上回りましたが、「アロエヨーグルト」などが前年を下回ったことから、全体では前年の売上をわずかに下回りました。

プリン等は、「焼プリン」や「森永プリン」などが前年を下回ったことから、全体でも前年の売上を下回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,104億5千6百万円（前年比4.7%増）となりました。

乳製品

調製粉乳「森永ドライミルクはぐくみ」や「クリープ」などが前年を下回りましたが、調製粉乳「森永フォローアップミルクチルミルク」や業務用の脱脂粉乳などが前年を上回ったことから、粉乳全体では前年の売上をわずかに上回りました。

バターは、家庭用、業務用ともに前年の売上を上回りました。

チーズは、業務用チーズが前年を下回りましたが、クラフトブランドの「フィラデルフィアクリームチーズ」や「スライスチーズ」などの家庭用チーズが前年を上回り、全体では前年の売上をわずかに上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は958億9千9百万円（前年比1.0%増）となりました。

アイスクリーム

「みぞれ」などの氷菓や「ピノ」などが前年を下回りましたが、「MOW（モウ）」や「PARM（パルム）」が品揃えの強化により売上を拡大したことから、家庭用アイスクリームの売上は前年をわずかに上回りました。

しかしながら、業務用アイスクリームの売上が前年を下回ったことから、アイスクリームの売上高は498億5千8百万円（前年比1.2%減）となりました。

その他

流動食や業務用クリームなどが前年を上回りましたが、果汁飲料やリプトンフルーツティーなどが前年を下回りました。

これらにより、その他の売上高は942億2千1百万円（前年比4.4%減）となりました。

(2) 森永乳業グループの設備投資の状況

当期中に実施した森永乳業グループの設備投資の総額は162億円（連結消去後）であり、このうち当社では総額111億円（連結消去前）の設備投資を実施しております。事業分野別には、食品事業が中心であり、その主なものは次のとおりです。

当社

別海工場	乳製品設備増強他
利根工場	デザート設備増強他
東京多摩工場	市乳・乳飲料・デザート設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

子会社

富士乳業株式会社	アイスクリーム設備増強他
株式会社フジポート	物流設備増強他

(3) 森永乳業グループの資金調達の状況

当社は平成21年11月6日開催の取締役会決議に基づき、第9回国内無担保社債（平成21年12月15日払込期日、平成28年12月15日償還期限、総額100億円）、平成22年1月14日開催の取締役会決議に基づき、第10回国内無担保社債（平成22年2月5日払込期日、平成28年2月5日償還期限、総額100億円）を一般募集により発行いたしました。

また、当社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関14行との間で総額300億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当期末において借入残高はありません。

(4) 森永乳業グループが対処すべき課題

次期のがわ国の経済は、緩やかな回復傾向にありますが、雇用や所得情勢はいぜん厳しく、本格的な景気回復にはまだ時間がかかるものと見込まれております。

食品業界におきましても、経済政策の効果により個人消費の一部に回復が見られるものの、低価格志向が定着していることから、厳しい経営環境が続くものと予想されます。

酪農乳業界におきましては、需要の減少によって牛乳・乳製品の需給ギャップがさらに拡大することが予想されており、業界を挙げて牛乳・乳製品の消費拡大に取り組んでおります。また、原料乳製品の国際価格が上昇傾向に転じており、

国内乳製品の需給や価格への影響が懸念されております。

このような厳しい環境下ではありますが、当社グループは「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもとで、一層の経営と業務の効率化に注力し、引き続き6つの経営課題に取り組んでまいります。具体的には「事業戦略の明確化」「差別化商品の開発・育成体制の整備」「ローコストオペレーションの推進」「資産圧縮と財務体質の改善」「人材マネジメントの推進」「経営品質の向上」であります。

平成23年3月期は、海外の新興国の経済回復などによって原材料価格が上昇を始めており、原材料コストは増加する見込みです。当社グループは、これを吸収するため、伸ばすべき商品の売上拡大による収益力の向上とローコストオペレーションなど自助努力をさらに進めることを重点課題として取り組んでまいります。

販売面では、引き続き乳飲料・紅茶、ヨーグルト、デザート、チーズ、アイスクリーム、宅配、業務用食品、機能素材、流動食を売上拡大分野と定め、積極的に拡売をはかってまいります。

一方、生産、販売、物流、管理など各部門で、引き続きローコストオペレーションの徹底をはかってまいります。特に、生産および物流部門については、コスト低減のための専任の部署を設けて重点的に取り組んでおります。また、お客さまに安全、安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも取り組んでおります。

株主のみなさまにおかれましては、なお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 森永乳業グループの営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 84 期 平成18年度	第 85 期 平成19年度	第 86 期 平成20年度	第87期(当期) 平成21年度
売 上 高	578,257	586,848	583,910	585,116
経 常 利 益	12,535	8,409	11,235	17,018
当 期 純 利 益	5,329	2,064	4,254	8,017
1株当たり当期純利益	21円6銭	8円16銭	16円83銭	31円78銭
総 資 産	342,972	353,474	348,111	357,880
純 資 産	101,806	97,747	97,497	103,635

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 84 期 平成18年度	第 85 期 平成19年度	第 86 期 平成20年度	第87期(当期) 平成21年度
売 上 高	440,001	450,026	445,045	450,435
経 常 利 益	7,601	5,687	9,227	12,987
当 期 純 利 益	3,021	803	2,822	6,444
1株当たり当期純利益	11円94銭	3円18銭	11円17銭	25円55銭
総 資 産	283,298	280,749	276,664	294,785
純 資 産	74,016	69,880	68,854	73,308

(6) 森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当ありません。

② 重要な子会社（連結子会社）の状況

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社デリーフーズ	東京都港区	497百万円	100.0%	乳製品等の販売
東北森永乳業株式会社	仙台市	470百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
東洋乳業株式会社	広島市	215百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
エムケーチーズ株式会社	綾瀬市	200百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社クリニコ	東京都目黒区	200百万円	100.0%	栄養食品、医薬品等の販売
株式会社リザンコーポレーション	東京都目黒区	100百万円	100.0%	不動産の賃貸、各種リース等
九州森永乳業株式会社	筑紫野市	98百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
森永北陸乳業株式会社	福井市	90百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
株式会社トーワテクノ	広島市	90百万円	100.0%	プラントの設計および施工等
株式会社森乳サンワールド	東京都品川区	61百万円	100.0%	ペット飼料等の販売
株式会社シェフオーレ	八千代市	60百万円	100.0%	手作りデザート等の製造
森永酪農販売株式会社	東京都港区	42百万円	100.0%	飼料の販売
株式会社フリジポート	東京都港区	32百万円	100.0%	乳製品等の販売
東洋醗酵乳株式会社	名古屋市	30百万円	100.0%	乳製品等の製造販売
北海道森永乳業販売株式会社	札幌市	30百万円	100.0%	乳製品等の販売
株式会社ナポリアイスクリーム	東京都新宿区	20百万円	100.0%	アイスクリーム類の製造販売
株式会社エフディーサービス	刈谷市	10百万円	100.0%	物流業務の受託運営等
森永ニュートリショナルフーズINC.	米国カリフォルニア州トーランス市	21百万ドル	100.0%	豆腐他大豆加工食品の販売
日本製乳株式会社	東置賜郡高島町	140百万円	98.5%	乳製品等の製造販売
沖縄森永乳業株式会社	中頭郡西原町	305百万円	97.3%	乳製品等の製造販売
富士乳業株式会社	駿東郡長泉町	50百万円	94.9%	アイスクリーム類の製造販売
横浜乳業株式会社	綾瀬市	60百万円	92.6%	乳製品等の製造販売
森永エンジニアリング株式会社	東京都港区	200百万円	90.0%	プラントの設計および施工等
北海道保証牛乳株式会社	札幌市	97百万円	87.2%	乳製品等の製造販売
株式会社東京デリー	東京都江東区	121百万円	85.1%	乳製品等の製造販売
パンフィック・ニュートリショナルフーズINC.	米国オレゴン州デュアラティン市	21百万ドル	80.0%	豆腐他大豆加工食品の製造
清水乳業株式会社	静岡市	54百万円	79.1%	乳製品等の製造販売
ミライ有限会社	ドイツ・ロイトキルヒ市	25百万ユーロ	69.3%	原料乳製品の製造販売
熊本乳業株式会社	熊本市	50百万円	68.2%	乳製品等の製造販売
エム・エム・プロパティ・ファンディング株式会社	東京都台東区	10百万円	—	不動産の賃貸事業

(注1) 議決権比率には間接所有分を含めております。

(注2) 北海道森永乳業販売株式会社が設立され当期より連結子会社となりました。なお平成22年4月1日に当社の北海道支店、株式会社デリーフーズの北海道支店および北海道保証牛乳株式会社の販売部門の事業を譲り受け、営業を開始しております。

(注3) 持分法非適用関連会社であったミライ有限会社は、増資に伴う出資引受により持分比率が増加したため、平成21年12月末より連結子会社となりました。

(注4) 連結子会社であったハルビン森永乳業有限会社は、保有持分の一部売却により持分比率が低下したため平成21年9月末より持分法適用の関連会社に移行いたしました。

(注5) 連結子会社であった森永宮崎乳業株式会社は、平成21年11月に会社清算いたしました。

③ 企業結合の成果

前記（3頁）の「1. 森永乳業グループ（企業集団）の現況に関する事項
（1）森永乳業グループの事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

（7）森永乳業グループの主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
食品事業	市乳（牛乳、乳飲料、ヨーグルト、プリン）、乳製品（練乳、粉乳、バター、チーズ）、アイスクリーム、飲料、流動食などの製造・販売
その他の事業	飼料の販売、プラント設備の設計施工など

（8）森永乳業グループの主要な拠点等

① 当社

本社：東京都港区芝五丁目33番1号

営業所：北海道支店（札幌市）

関越支店（前橋市）

東海支店（名古屋市）

関西支店（大阪市）

四国支店（高松市）

工場：佐呂間工場（北海道常呂郡）

十勝工場（北海道十勝郡）

盛岡工場（盛岡市）

郡山工場（福島県郡山市）

東京工場（東京都葛飾区）

大和工場（東京都東大和市）

松本工場（長野県松本市）

中京工場（愛知県江南市）

神戸工場（神戸市）

センター：管理センター（東京都目黒区）

西日本市乳センター（神戸市）

東北支店（仙台市）

東京支社（東京都港区）

北陸支店（石川県石川郡）

中国支店（広島市）

九州支店（福岡市）

別海工場（北海道野付郡）

札幌工場（北海道恵庭市）

福島工場（福島市）

利根工場（茨城県常総市）

東京多摩工場（東京都東大和市）

村山工場（東京都東大和市）

富士工場（静岡県富士宮市）

近畿工場（兵庫県西宮市）

徳島工場（徳島県名西郡）

東日本市乳センター（東京都東大和市）

商品センター（横浜市）

（注）北海道支店は、平成22年4月1日付けにて北海道森永乳業販売株式会社に統合されております。

② 子会社

前記（8頁）の「（6）森永乳業グループの重要な親会社および子会社の状況

②重要な子会社（連結子会社）の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況

① 森永乳業グループの従業員数の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比(増減)
男 子	4,489名	50名減
女 子	1,164名	36名減
合 計	5,653名	86名減

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比(増減)	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	2,522名	6名増	37.1歳	14.6年
女 子	581名	6名減	32.1歳	10.3年
合計または平均	3,103名	—	36.1歳	13.8年

(注1) 従業員数は、就業人員数を表示しております。

(注2) 上記の従業員数に臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	13,888百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,872百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,022百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,577百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,425百万円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,012百万円
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	936百万円
農 林 中 央 金 庫	612百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	216百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 720,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 250,958,288株（自己株式3,018,930株を除く）
- (3) 株主数 32,833名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
森 永 製 菓 株 式 会 社	26,248千株	10.45%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,974千株	5.56%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	12,431千株	4.95%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	10,258千株	4.08%
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	7,303千株	2.91%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	6,942千株	2.76%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	6,663千株	2.65%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（中央三井アセット信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口）	6,644千株	2.64%
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	4,617千株	1.83%
農 林 中 央 金 庫	3,837千株	1.52%

（注） 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日において当社役員が有する新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数 383個
- ② 目的となる株式の種類および数
普通株式383,000株（新株予約権1個につき1,000株）
- ③ 取締役の保有する新株予約権の区分別合計

	名 称	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	森永乳業株式会社2005年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成17年7月28日から 平成37年6月29日まで	47個	3名
	森永乳業株式会社2006年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成18年8月12日から 平成38年8月11日まで	47個	3名
	森永乳業株式会社2007年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成19年8月14日から 平成39年8月13日まで	87個	6名
	森永乳業株式会社2008年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成20年8月13日から 平成40年8月12日まで	87個	6名
	森永乳業株式会社2009年度 株式報酬型募集新株予約権	1円	平成21年8月13日から 平成41年8月12日まで	115個	9名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大野 晃	代表取締役会長	
古川 紘一	代表取締役社長	社団法人日本アイスクリーム協会 会長 アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会 会長 全国飲用牛乳公正取引協議会 委員長
片岡 伸好	取締役副社長（財務・渉外担当、渉外本部長）	株式会社クリニコ 代表取締役会長
宮原 道夫	取締役副社長（社長補佐、酪農・国際担当、第二営業本部長）	
野口 純一	専務取締役（営業・マーケティング担当、第一営業本部長）	
八木 正博	常務取締役（人財・管理担当）	
田形 均*	取締役（企画・広報担当、経営企画部長兼広報部長）	
岩附 慧二*	取締役（研究・開発担当、食品基盤研究所長）	
中 嶋 賢 治*	取締役（生産・品質担当、生産本部長）	株式会社クオリテ 代表取締役社長
高岡 昌昭	常勤監査役	
文屋 貞男	常勤監査役	
八重田 敏夫	監査役	トナミホールディングス株式会社 社外監査役 八重田公認会計士事務所 所長
武山 信義	監査役	

（注1） 八重田敏夫および武山信義の両氏は、会社法第2条第16号および同第335条第3項に定める社外監査役です。

（注2） 八重田敏夫氏につきましては、東京証券取引所および大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

（注3） 高岡昌昭氏は、長年にわたり当社経理部（現 財務部）で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注4） 八重田敏夫氏は、都銀支店長を務めてきており、また公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注5） 武山信義氏は、森永製菓株式会社にて理事・関連事業部長、理事・経理部長を務めてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

（注6） 八重田敏夫氏が兼職している他の法人等と当社の間には、重要な取引その他の関係はありません。

（注7） *印の取締役の各氏は、平成21年6月26日付けにて新たに就任いたしました。

（注8） 石井 忠および木村康二の両氏は、平成21年6月26日付けにて取締役を退任いたしました。

（注9） 大野 晃氏は、平成21年4月1日付けにてハルビン森永乳業有限会社董事長を退任いたしました。

- (注10) 古川純一氏は、平成22年5月14日付けにて全国飲用牛乳公正取引協議会委員長を退任し、同協議会副委員長に就任いたしました。また、同氏は平成22年5月21日付けにて社団法人日本乳業協会会長に就任いたしました。
- (注11) 片岡伸好氏は、平成21年6月19日付けにて株式会社クリニコ代表取締役会長に就任いたしました。
- (注12) 平成21年6月8日付けにて、宮原道夫氏は株式会社クオリテ代表取締役社長を退任し、中嶋賢治氏が同職に就任いたしました。
- (注13) 平成21年6月26日付けにて、宮原道夫氏は取締役副社長となり、野口純一氏は専務取締役となりました。
- (注14) 平成22年2月10日付けにて、宮原道夫氏は社長補佐、酪農・国際担当、第二営業本部長となり、野口純一氏は営業・マーケティング担当、第一営業本部長となりました。

(ご参考) 平成22年3月31日現在の執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
副社長執行役員	宮 原 道 夫	第二営業本部長
専務執行役員	野 口 純 一	第一営業本部長
常務執行役員	田 形 均	経営企画部長兼広報部長
常務執行役員	岩 附 慧 二	食品基盤研究所長
常務執行役員	中 嶋 賢 治	生産本部長
常務執行役員	中曾根 義 晴	東京支社長
常務執行役員	飯 島 信 夫	第一営業本部リテール事業部長兼ミルクマーケティンググループ長兼デザートマーケティンググループ長
執 行 役 員	弘 田 圭 希	第一営業本部副本部長兼営業開発室長
執 行 役 員	三 浦 幸 男	財務部長
執 行 役 員	小 林 八 郎	人財部長
執 行 役 員	市 橋 信 夫	食品総合研究所長
執 行 役 員	高 瀬 光 徳	栄養科学研究所長
執 行 役 員	菊 地 力 夫	第一営業本部市乳事業部長
執 行 役 員	福 山 敏 昭	関西支店長
執 行 役 員	木 原 吉 一	東京多摩工場長
執 行 役 員	田 村 賢	酪農部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	員 数	基 本 報 酬	ストック オプション	報酬等の総額
取 締 役	9名	235百万円	37百万円	272百万円
監 査 役 (社外監査役を除く)	2名	47百万円	—	47百万円
社 外 監 査 役	2名	11百万円	—	11百万円
計	13名	294百万円	37百万円	331百万円

- (注1) 平成21年6月26日付けにて退任いたしました取締役2名に対し基本報酬4百万円、使用人兼務取締役の使用人給与相当額10百万円を支払っておりますが上記の表には含まれておりません。
- (注2) 株主総会決議による報酬限度額は、取締役月額36百万円、監査役月額5百万円であります。
- (注3) ストックオプションは、平成21年7月10日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権(株式報酬型ストックオプション)115個を取締役9名に付与したものであります。
なお、株主総会決議による取締役に対する新株予約権に関する報酬限度額は、上記(注2)とは別枠で年額60百万円(ただし120個を上限とする)であります。
- (注4) 取締役のうち使用人兼務取締役5名には上記表のほか使用人給与相当額86百万円を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

監査役

① 重要な兼職の状況および当社との関係

前記の「(1)取締役および監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

平成22年3月期における取締役会および監査役会への出席状況は次のとおりであります。

八重田敏夫氏は、取締役会13回開催の全てに出席し、主に会計士としての専門的見地からの発言を行っております。また、監査役会14回中13回に出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

武山信義氏は、取締役会13回開催の全てに出席し、審議に際して公正で必要な発言を適宜行っております。また、監査役会14回開催の全てに出席し、監査の方法その他監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(4) 社外役員の報酬に関する事項

前記の「(2) 取締役および監査役の報酬等の総額」に記載のとおりであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|-------|
| ① 当期に係る報酬等の額 | 62百万円 |
| ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 66百万円 |

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の「当期に係る報酬等の額」にはこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうちミライ有限会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、国際財務報告基準への移行等に係る助言業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条に定める監査役会全員の同意による解任のほか、当社は、会計監査人の適切な職務遂行が困難と認められる場合には、監査役会の同意または請求のもとに、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日の取締役会において、内部統制の基本方針を以下のように定めております。この方針に基づき、業務の適正を確保し、内部統制の一層の充実を目指して、今後とも継続的に取り組んでまいります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は、行動規範に則り、法令および定款、社会倫理の遵守を基本方針として、企業活動を行っております。それを確実なものにするため、内部統制委員会を設置しており、当委員会によりコンプライアンス意識の一層の拡大・浸透・定着に努めております。また、内部統制委員会と連携して内部監査部門が使用人のコンプライアンスに関する状況を確認しております。なお、法令上疑義のある行為などについての社内通報・相談窓口として、社外弁護士を直接の情報受領者とする「森乳ヘルプライン」制度を開設しており、使用人に対して不利益な取扱いをしないよう配慮しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報などの保存は、文書又は電磁的媒体により保存し、文書管理マニュアルにより管理しております。また、取締役・監査役は、必要に応じて、これらの文書などを閲覧できる体制としております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社における全社的なリスク管理を実行していくために、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、それぞれ対応方法を定めるなど、リスク管理体制の構築を進めております。

また、不測の事態が発生した場合に備え、緊急問題処理基準を作成し、有事の際に対策本部の設置等、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止するよう体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役および使用人が共有する全社的な目標として、経営理念や中期経営計画を定めております。また、取締役会規則等の社内基準により取締役の職務執行の基準を明確にしております。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務規程、権限基準等を定め、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定めております。

取締役会は、原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。取締役は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最適の効率を追求するように努めております。また、経営判断に資するよう、月次決算報告並びに事業別損益報告、事業所別損益報告を迅速に行うなど、効率的な職務執行を行えるよう体制を整備しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、コンプライアンス、リスク管理、財務報告の信頼性確保に取り組むとともに、相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう体制の構築を図っております。

当社および子会社が内部統制を推進するために、当社に内部統制委員会を設置し、その担当部署を総務部とし、一方、各子会社の内部統制の統括は、各子会社の業務部門が担当しております。

特に財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法における内部統制の対応も含め、内部統制委員会に財務報告部会を設置して、業務手順の文書化やリスク統制を実施できるよう体制を整備しております。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求める場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求める場合は、速やかに配置いたします。補助すべき使用人を置くこととなった場合には、当該使用人の任命、異動等に係る事項を決定するにあたり、監査役の事前の同意を得ることといたします。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
使用人は監査役への定期的な報告を行うほか、内部監査部門による社内の監査報告書を監査役へ回付し、監査役が状況を把握できるよう体制を整備しております。また、取締役および使用人は、当社の業務又は当社に影響する重要な事項についても、監査役に都度報告することとしております。
- ⑧ その他、監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、グループ全体に対して、監査役が十分に機能するように体制を整備しております。

(2) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、第84期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を導入いたしました。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株式等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

(注) なお、本プランは、平成22年6月29日開催予定の当社第87期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）終結の時をもって有効期間が満了することとなりますので、平成22年4月27日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件に、本プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。その内容につきましては、後記49頁の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

③ 本プランの合理性

本プランは、下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

イ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ロ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより導入されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

ハ. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランの発動などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

ニ. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができるとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,712	流動負債	138,022
現金及び預金	12,910	支払手形及び買掛金	59,365
受取手形及び売掛金	49,702	短期借入金	6,870
商品及び製品	27,382	1年以内返済長期借入金	5,997
仕掛品	973	1年以内償還社債	10,000
原材料及び貯蔵品	6,992	未払法人税等	3,619
繰延税金資産	4,531	未払費用	29,854
その他	9,396	リース債務	957
貸倒引当金	△ 1,176	その他	21,356
固定資産	247,167	固定負債	116,222
有形固定資産	216,334	社債	60,000
建物及び構築物	72,449	長期借入金	33,147
機械装置及び運搬具	60,072	退職給付引当金	11,668
土地	71,725	リース債務	2,994
リース資産	3,189	その他	8,412
建設仮勘定	5,784	負債合計	254,245
その他	3,112	(純資産の部)	
無形固定資産	5,517	株主資本	103,539
その他	5,517	資本金	21,704
投資その他の資産	25,315	資本剰余金	19,442
投資有価証券	14,051	利益剰余金	63,522
出資金	197	自己株式	△ 1,129
長期貸付金	642	評価・換算差額等	△ 1,835
繰延税金資産	2,457	その他有価証券評価差額金	△ 1,833
その他	8,364	繰延ヘッジ損益	35
貸倒引当金	△ 398	為替換算調整勘定	△ 37
資産合計	357,880	新株予約権	142
		少数株主持分	1,788
		純資産合計	103,635
		負債及び純資産合計	357,880

連 結 損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		585,116
売 上 原 価		405,345
売 上 総 利 益		179,770
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		162,668
営 業 利 益		17,102
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	101	
受 取 配 当 金	408	
の れ ん 償 却 額	191	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	143	
雑 収 益	1,231	2,076
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,740	
雑 損 失	419	2,160
経 常 利 益		17,018
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33	
補 助 金 収 入	412	
移 転 補 償 金	45	491
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	941	
(助) ひ か り 協 会 負 担 金	1,706	
リ ー ス 解 約 損	60	
減 損 損 失	130	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	281	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2	
そ の 他 の 特 別 損 失	313	3,434
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		14,075
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		5,560
法 人 税 等 調 整 額		394
少 数 株 主 利 益		103
当 期 純 利 益		8,017

連結株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成21年3月31日残高	21,704	19,442	56,925	△ 536	97,535
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 1,515		△ 1,515
当期純利益			8,017		8,017
自己株式の取得				△ 605	△ 605
自己株式の処分		△ 6		12	6
自己株式処分差損の振替		6	△ 6		—
持分法適用範囲の変更に伴う剰余金の増加			101		101
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	6,596	△ 592	6,004
平成22年3月31日残高	21,704	19,442	63,522	△ 1,129	103,539

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計			
平成21年3月31日残高	△ 1,974	21	29	△ 1,923	105	1,779	97,497
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△ 1,515
当期純利益							8,017
自己株式の取得							△ 605
自己株式の処分							6
自己株式処分差損の振替							—
持分法適用範囲の変更に伴う剰余金の増加							101
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	140	14	△ 67	87	37	8	133
連結会計年度中の変動額合計	140	14	△ 67	87	37	8	6,137
平成22年3月31日残高	△ 1,833	35	△ 37	△ 1,835	142	1,788	103,635

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結範囲に関する事項

当連結計算書類に含まれた連結子会社は次の30社であります。

㈱デイリーフーズ	東北森永乳業㈱	東洋乳業㈱	エムケーチーズ㈱
㈱クリニコ	㈱リザンコーポレーション	九州森永乳業㈱	森永北陸乳業㈱
㈱トーフテクノ	㈱森乳サンワールド	㈱シェフオーレ	森永酪農販売㈱
㈱フジポート	東洋醗酵乳㈱	北海道森永乳業販売㈱	㈱ナポリアイスクリーム
㈱エフディーサービス	森永ニュートリショナルフーズINC.	日本製乳㈱	沖縄森永乳業㈱
富士乳業㈱	横浜乳業㈱	森永エンジニアリング㈱	北海道保証牛乳㈱
㈱東京デリー	パフイック・ニュートリショナルフーズINC.	清水乳業㈱	ミライ(有)
熊本乳業㈱	エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱		

(注1) 北海道森永乳業販売㈱が設立され当連結会計年度より連結子会社となりました。

(注2) 持分法非適用関連会社であったミライ(有)は、増資に伴う出資引受により持分比率が増加したため、平成21年12月末より連結子会社となりました。

(注3) 連結子会社であったハルビン森永乳業(有)は、保有持分の一部売却により持分比率が低下したため、平成21年9月末より持分法適用の関連会社に移行いたしました。

(注4) 連結子会社であった森永宮崎乳業㈱は、平成21年11月に会社清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

なお、非連結子会社の森永牛乳販売㈱ほか36社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも当連結計算書類に及ぼす影響に重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した会社：(株)関西流通ほか3社

なお、連結子会社であったハルビン森永乳業(有)は保有持分の一部売却により持分比率が低下したため平成21年9月末より持分法適用の関連会社となりました。

また、持分法適用子会社の(株)東日本トランスポートは、前連結会計年度まで持分法非適用の非連結子会社であった(株)エフディ・ロジテックを平成21年5月に吸収合併いたしました。

② 持分法を適用しない非連結子会社または関連会社

非連結子会社：森永牛乳販売㈱ほか33社

関連会社：(株)森栄商会ほか7社

上記の会社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が乏しく、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は次のとおりです。

なお、当連結計算書類の作成にあたって、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の計算書類を使用しております。

会社名	決算日
森永ニュートリショナルフーズINC.	12月末日
パシフィック・ニュートリショナルフーズINC.	12月末日
ミライ(株)	12月末日
エム・エム・プロパティ・ファンディング(株)	2月末日

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………主として移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

特定包括信託等……………粉乳中毒事件に関連して、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品…主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)…建物及び建物附属設備については主として定額法、その他の資産については主として定率法によっております。

ただし、当社神戸工場の建物及び建物附属設備並びにその他の資産について定額法を採用しております。

無形固定資産

(リース資産を除く)…主として定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては主として販売可能期間の見積り（3年）に基づく定額法によっております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支払時に全額費用処理しております。

開業費……………支払時に全額費用処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当連結会計年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の利息、製品輸入による外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果が発現すると見られる期間(計上後20年以内)で均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生会計年度に全額償却しております。

2. 連結貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

次の有形固定資産を短期借入金680百万円、長期借入金（一年以内返済予定含む）22,263百万円の担保に供しております。

科目	金額
土地	5,438百万円
建物及び構築物	25,920百万円
機械装置及び運搬具	7,665百万円
工具器具備品	82百万円
合計	39,106百万円

また、投資有価証券のうち9百万円を宅建業営業保証金の担保に供しております。

(2) 保証債務

関係会社等の銀行借入等に対する債務保証 153百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 263,505百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

75百万円

(2) 固定資産の減損に関する注記

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県高松市	遊休資産	土地	12
栃木県那須郡那須町	遊休資産	土地	2
宮城県名取市	遊休資産	土地	115
計			130

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産

の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（130百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は路線価による相続税評価額を基準として算定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式	253,977,218株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 平成21年6月26日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	普通株式
配当の総額	1,515,197,166円
1株当たり配当額	6円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月29日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 平成22年6月29日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	普通株式
配当の総額	1,756,708,016円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7円
基準日	平成22年3月31日
効力発生日	平成22年6月30日

(3) 新株予約権に関する事項

① 平成17年6月29日開催の定時株主総会決議による新株予約権

新株予約権の数	77個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 77,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円

② 平成18年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	94個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 94,000株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円

- ③ 平成19年7月27日開催の取締役会決議による新株予約権
- | | |
|---------------------|---------------|
| 新株予約権の数 | 117個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 117,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
- ④ 平成20年7月10日開催の取締役会決議による新株予約権
- | | |
|---------------------|---------------|
| 新株予約権の数 | 106個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 106,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |
- ⑤ 平成21年7月10日開催の取締役会決議による新株予約権
- | | |
|---------------------|---------------|
| 新株予約権の数 | 115個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 115,000株 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり1円 |

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマースャル・ペーパーの発行による直接金融により行っております。デリバティブは、為替及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

支払手形及び買掛金は、支払期日が1年以内の営業債務であります。

短期借入金、コマースャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに

対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前記（27頁）の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項（4）会計処理基準に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（後記（注4）を参照ください）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価 (注3)	差額
① 現金及び預金	12,910	12,910	—
② 受取手形及び売掛金	(注1)49,001	49,001	—
③ 投資有価証券 その他有価証券(注4)	10,016	10,016	—
資産合計	71,928	71,928	—
④ 支払手形及び買掛金	59,365	59,365	—
⑤ 短期借入金	6,870	6,870	—
⑥ 社債	70,000	71,406	1,406
⑦ 長期借入金	39,145	39,410	265
負債合計	175,381	177,053	1,671
⑧ デリバティブ取引(注2)	60	60	—

(注1) 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注3) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらの時価は、連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該金額によっております。

- ③ 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
- ④ 支払手形及び買掛金、⑤ 短期借入金
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑥ 社債
当社の発行する社債の時価は、取引所の価格によっております。
- ⑦ 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（後記⑧ロを参照ください）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑧ デリバティブ取引
イ、ヘッジ会計が適用されていないもの
為替予約取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- ロ、ヘッジ会計が適用されているもの
為替予約取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。
- また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。（前記⑦を参照ください）
- (注4) 非上場株式会社（連結貸借対照表計上額4,034百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
29,101	46,540

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を記載しております。

(追加情報)

当連結会計年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	405円26銭
(2) 1株当たり当期純利益	31円78銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

貸借対照表

(平成22年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	100,634	流動負債	128,750
現金及び預金	10,209	支払手形	3,906
受取手形	1,084	買掛金	41,791
売掛金	42,232	一年以内返済長期借入金	3,811
商品及び製品	23,048	一年以内償還社債	10,000
半製品	29	未払払人税金等	7,911
原材料	3,129	未払消費税等	2,043
貯蔵品	1,340	未払消費税等	651
前払費用	411	未払費用	24,266
短期貸付金	9,219	預り金	72
立替金	4,382	預り金	33,710
繰延税金資産	3,721	預り金	585
その他の資産	4,619	固定負債	92,726
貸倒引当金	△ 2,794	社債	60,000
		長期借入金	21,751
固定資産	194,151	退職給付引当金	6,641
有形固定資産	136,770	繰延税金負債	1,326
建物	41,113	繰延税金負債	1,739
構築物	5,109	繰延税金負債	1,268
機械装置	42,128	負債合計	221,476
車両運搬具	4		
工具器具備品	2,442	(純資産の部)	
土地	39,175	株主資本	75,239
リース資産	1,684	資本金	21,704
建設仮勘定	5,111	資本剰余金	19,478
無形固定資産	3,997	資本準備金	19,478
施設利用権	3,997	利益剰余金	35,186
		利益準備金	3,529
投資その他の資産	53,383	その他利益剰余金	31,657
投資有価証券	9,960	配当引当金	4,500
関係会社株	8,005	固定資産圧縮記帳積立金	5,652
出資	58	別途積立金	11,900
関係会社出資金	16,577	繰越利益剰余金	9,605
長期貸付金	10,322	自己株式	△ 1,129
粉乳中毒救済基金	3,057	評価・換算差額等	△ 2,072
(特定包括信託)	2,792	その他有価証券評価差額金	△ 2,072
長期前払費用	2,972	新株予約権	142
その他の資産	△ 363	純資産合計	73,308
貸倒引当金	△ 363		
資産合計	294,785	負債及び純資産合計	294,785

損 益 計 算 書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		450,435
売 上 原 価		332,323
売 上 総 利 益		118,112
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		107,690
営 業 利 益		10,421
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,937	
雑 収 益	1,409	4,346
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,437	
雑 損 失	344	1,781
経 常 利 益		12,987
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	290	290
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	403	
(助 っ かり 協 会 負 担 金	1,706	
リ ー ス 解 約 損	60	
減 損 損 失	14	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	172	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	504	2,861
税 引 前 当 期 純 利 益		10,416
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,441
法 人 税 等 調 整 額		530
当 期 純 利 益		6,444

株主資本等変動計算書

(平成21年4月1日から
平成22年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金
平成21年3月31日残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮記帳積立金取崩					
固定資産圧縮記帳積立金積立					
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			△ 6	△ 6	
自己株式処分差損の振替			6	6	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
平成22年3月31日残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
	配 当 引 当 積 立 金	固定資産圧縮 記 帳 積 立 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	
平成21年3月31日残高	4,500	5,534	11,900	4,800	30,264
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮記帳積立金取崩		△ 51		51	—
固定資産圧縮記帳積立金積立		168		△ 168	—
剰 余 金 の 配 当				△ 1,515	△ 1,515
当 期 純 利 益				6,444	6,444
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式処分差損の振替				△ 6	△ 6
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	117	—	4,805	4,922
平成22年3月31日残高	4,500	5,652	11,900	9,605	35,186

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成21年3月31日残高	△ 536	70,909	△ 2,160	△ 2,160	105	68,854
事業年度中の変動額						
固定資産圧縮記帳積立金取崩		—				—
固定資産圧縮記帳積立金積立		—				—
剰余金の配当		△ 1,515				△ 1,515
当期純利益		6,444				6,444
自己株式の取得	△ 605	△ 605				△ 605
自己株式の処分	12	6				6
自己株式処分差損の振替		—				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			87	87	37	124
事業年度中の変動額合計	△ 592	4,329	87	87	37	4,454
平成22年3月31日残高	△ 1,129	75,239	△ 2,072	△ 2,072	142	73,308

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

特定包括信託等…………… 粉乳中毒事件に関連して、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品…………… 総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品…………… 移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

(リース資産を除く)…………… 建物及び建物附属設備については定額法、その他の資産については定率法によっております。

ただし、神戸工場の建物及び建物附属設備並びにその他の資産について定額法を採用しております。

無形固定資産

(リース資産を除く)……定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) 繰延資産の処理方法

社債発行費……支払時に全額費用処理しております。

(6) 引当金の計上基準

貸倒引当金……売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌期から費用処理することとしております。

(会計方針の変更)

当期より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号 平成20年7月31日)を適用しております。

なお、これによる損益に与える影響はありません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建貸付金取引について振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当期にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段……………金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象……………借入金の利息、外貨建貸付金

③ ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については同一通貨で同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 担保に供している資産及びこれに対応する債務

次の有形固定資産を長期借入金（一年以内返済予定含む）10,355百万円の担保に供しております。

科目	金額
土地	1,577百万円
建物	12,939百万円
構築物	338百万円
機械装置	4,476百万円
工具器具備品	82百万円
合計	19,414百万円

また、投資有価証券のうち9百万円を宅建業営業保証金の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 192,233百万円

(3) 保証債務

関係会社等の銀行借入等に対する債務保証及び保証予約

債務保証	2,116百万円
保証予約	2,456百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	30,557百万円
長期金銭債権	11,205百万円
短期金銭債務	39,107百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高の総額

関係会社に対する売上高	103,165百万円
関係会社からの仕入高	94,213百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,258百万円

(2) たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する注記

期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

20百万円

(3) 固定資産の減損に関する注記

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県高松市	遊休資産	土地	12
栃木県那須郡那須町	遊休資産	土地	2
計			14

当社は、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産及び遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価

額を回収可能価額まで減額し、減損損失（14百万円）として特別損失に計上いたしました。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は路線価による相続税評価額を基準として算定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の数は以下のとおりであります。

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	1,444,357株	1,608,371株	33,798株	3,018,930株

(注1) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り請求による増加255,371株及び取締役会決議による自己株式取得による増加1,353,000株によるものであります。

(注2) 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増し請求による減少16,798株及びストックオプションの行使による減少17,000株によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりであります。

繰延税金資産

退職給付引当金	2,071百万円
退職給付信託	379百万円
その他有価証券等時価会計評価損	3,500百万円
未払賞与	1,550百万円
未払費用	1,501百万円
減価償却費	309百万円
繰延資産	128百万円
貸倒引当金	1,109百万円
その他	1,197百万円
繰延税金資産小計	11,748百万円
評価性引当額	△4,659百万円
繰延税金資産合計	7,088百万円

繰延税金負債

固定資産圧縮記帳積立金等	△3,845百万円
その他有価証券評価差額金	△848百万円
繰延税金負債合計	△4,693百万円
繰延税金資産の純額	2,395百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置	1,402百万円	875百万円	526百万円
工具器具備品	3,976百万円	2,232百万円	1,744百万円
その他	2,171百万円	1,532百万円	639百万円
合計	7,550百万円	4,639百万円	2,910百万円

(注) 取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	1,296百万円
1年超	1,613百万円
合計	2,910百万円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

名称	議決権の数		関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	所有割合 (%)	被所有 割合 (%)					
㈱シェフオーレ	直接 66.6 間接 33.4	—	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	105 (注2)	短期貸付金	3,297
エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱	—	—	資金の貸付	資金の貸付 (注1)	10,000 (注2)	長期貸付金	10,000
㈱デイリーフーズ	直接 90.0 間接 10.0	—	資金の預り	資金の預り (注1)	753 (注2)	預り金	8,311
㈱クリニコ	直接100.0	—	資金の預り 役員の兼任	資金の預り (注1)	1,143 (注2)	預り金	4,706

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 資金の貸付及び預りについての利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注2) 取引金額には期中の純増減額を記載しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 291円55銭

(2) 1株当たり当期純利益 25円55銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益については四捨五入し、その他の項目については切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

森永乳業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成22年5月12日

森永乳業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 成澤 和己 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、森永乳業株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている「財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号に定める事項）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている「財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取組みは、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年5月13日

森永乳業株式会社 監査役会

常勤監査役 高岡昌昭 ㊟

常勤監査役 文屋貞男 ㊟

社外監査役 八重田敏夫 ㊟

社外監査役 武山信義 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の収益、今後の経営環境および安定的な利益還元等を勘案いたしました結果、株主のみなさまの日頃のご支援にお報いするとともに、経営体質強化にも配慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき7円とさせていただきますと存じます。

この場合の総額は1,756,708,016円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

配当引当積立金 700,000,000円

別途積立金 3,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 4,200,000,000円

第2号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成19年6月28日開催の当社第84期定時株主総会決議における株主のみなさまのご承認に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「現行プラン」といいます。）を導入しておりますが、現行プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時までとされております。

当社は、現行プランの有効期間満了に先立ち、現行プラン導入後の情勢変化、法令等の改正等を踏まえて、現行プランの更新の是非を含めその在り方について検討してまいりましたが、その結果、現行プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしました。

そこで、当社定款第13条の定めに基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、更新後の当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）に利用するため、下記2.「本プランの内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本プランにおける現行プランからの主な変更点は、以下のとおりです。

- ① 本プランにおいて、独立委員会における検討期間の開始がいたずらに遅延されることがないように、独立委員会が、買付者等から必要かつ十分な情報・資料等の提供がなされたか否かを判断するに当たっては、買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があることなど、買付者等側の事情をも合理的な範囲で斟酌する旨を明記しています。
- ② 上記①に加え、独立委員会による検討期間がいたずらに延長されることを防止するため、延長期間に上限（30日間）を設けるとともに、再延長を行わないこととしています。
- ③ 本プランに基づき新株予約権の無償割当てを実施する場合の要件を一部見直しています。
- ④ 平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）によっていわゆる株券の電子化が実施されたこと及び証券取引法が金融商品取引法に改正されたこと等の法令等の改正に対応するため所要の修正を行っています。

1. 提案の理由

株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものです。また、当社は、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者等の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために必要な買付者等との交渉が不当に制限されるもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報

や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断しました。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランの概要は、以下のとおりです（その詳細については、下記(2)「本プランに係る手続」以下をご参照下さい。）。

① 目的

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保すること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求める等、上記①の目的を実現するために必要な手続を定めています（詳細については下記(2)「本プランに係る手続」をご参照下さい。）。

③ 新株予約権の無償割当てによる本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく当社株券等の買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等（その要件の詳細については下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」をご参照下さい。）には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（その主な内容は下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」において述べるものとし、以下これを「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

④ 独立委員会の利用

本プランに従った本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高

い社外者等から構成される独立委員会（その詳細については下記(5)「独立委員会の設置」をご参照下さい。）の客観的な判断を経るとともに、株主のみなさまへその判断の概要などの情報開示を通じて透明性を確保することとしています。

(2) 本プランに係る手続

① 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、以下(a)又は(b)に該当する買付等とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととします。

(a) 当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付

(b) 当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）を行う者の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

② 買付者等に対する情報提供の要求

買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

記

(a) 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注8）、特別関係者、買付者等を被支配法人等（注9）とする者の特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。）

(b) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性に関する情報等を含みます。）

- (c) 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- (d) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (e) 買付等の後における当社グループの基本的な経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (f) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (g) 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- (h) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書及び本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④(a)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

③ 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(a) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じとします。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提供するよう要求することがあります。

(b) 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記(a)のとおり情報・資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から、追加的に要求したものを含め、独立委員会による検討作業を開始するために必要かつ十分な情報・資料等が提供されたと独立委員会が認めた場合、原則として最長60日間の検討期間（但し、下記④(c)に記載する場合等には、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し

ます。なお、独立委員会は、必要かつ十分な情報・資料等の提供がなされたか否かを判断するに当たって、買付者等が当社に関する詳細な情報を有していない場合があることなど、買付者等側の事情をも合理的な範囲で斟酌するものとします。独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提示する代替案の検討等を行います。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は当社取締役会等を通して間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、また、当社取締役会の提示する代替案の株主のみなさまに対する提示等を行うものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接又は当社取締役会等を通して間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

(c) 株主に対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実、独立委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主のみなさまに対する情報開示を行います。

④ 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が現れた場合には、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記(a)ないし(c)に従った勧告等を行った場合その他独立委員会が適切と判断する場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間及び延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

(a) 本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合、又は買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉

等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の行使期間開始日（下記(4)「本新株予約権の無償割当ての概要」⑥において定義されます。）の前日までの間は、（無償割当ての効力発生前においては）本新株予約権の無償割当てを中止し、又は（無償割当ての効力発生後においては）本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること若しくは行使を認めることが相当でない場合

(b) 本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当すると判断し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てを実施することの新たな勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(c) 独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間の終了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交

渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で（但し、30日間を超えないものとします。）、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

⑤ 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等（本新株予約権の無償割当ての中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。なお、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記(2)「本プランに係る手続」⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。なお、上記(2)「本プランに係る手続」④のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かについては、必ず独立委員会の判断を経ることになります。

記

- ① 上記(2)「本プランに係る手続」②に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - (a) 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

- (c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ③ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ④ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針又は事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不足又は不適当な買付等である場合
 - ⑤ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な研究・商品開発体制若しくは生産・販売・品質管理体制を支える当社の従業員、顧客、取引先等との関係、又は当社の社会的信用若しくはブランド価値を損なうことなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式（注10）（「社債、株式等の振替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第 1 項に定める振替株式となります。）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当たりの価額は、1 円を下限とし当社株式 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って 90 日間（終値のない日を除きます。）の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1 円未満の端数は切り上げるものとします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、1 ヶ月間から 3 ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。但し、下記⑨(b)の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

（Ⅰ）特定大量保有者（注11）、（Ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（Ⅲ）特定大量買付者（注12）、（Ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、もしくは（Ⅴ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、（Ⅵ）上記（Ⅰ）ないし（Ⅴ）に該当する者の関連者（注13）（以下、（Ⅰ）ないし（Ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、原則として本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記⑨(b)のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。

⑧ 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。

⑩ 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成22年4月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義などに修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義などを適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

(5) 独立委員会の設置

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。本議案が本定時株主総会で承認された場合、承認後の独立委員会の委員は、当社経営陣からの独立性の高い社外有識者3名に引き続き委嘱する予定です（独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、本議案末尾記載の（注14）のとおりであり、本プラン更新後に就任が予定されている独立委員会の委員の略歴は別紙「独立委員会委員略歴」のとおりです。）。

実際に買付等がなされる場合には、上記(2)「本プランに係る手続」に記載したとおり、こうした独立委員会が、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主の共同利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

(6) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、②当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（本プランに関する法令、金融商品取引所の規則等の新設又は改廃が行われかかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実、及び（修正又は変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

（ご参考）

本プランの内容は上記2.のとおりですが、当社は、本プランは以下のとおり合理的な内容を備えたものと考えており、また、本プランの株主及び投資家のみなさまへの影響についても以下のとおりとなります。株主のみなさまにおかれましては、これらの点もご考慮の上、本議案につきご承認を頂ければと存じます。

本プランの合理性について：

本プランは、下記(1)ないし(7)のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものです。

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記1.「提案の理由」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記のとおり、本定時株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されます。

また、上記2.(6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記2.(5)「独立委員会の設置」に記載したとおり、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的要件の設定

本プランにおいては、上記2.(2)「本プランに係る手続」④及び上記2.(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記2.(2)「本プランに係る手続」③(b)にて記載したとおり、買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。こ

れにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2. (6)「本プランの有効期間、廃止及び変更」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

株主及び投資家のみなさまへの影響について：

本プランの導入および本新株予約権の無償割当てに際して株主及び投資家のみなさまに与える影響は、下記(1)ないし(3)のとおりです。

(1) 本プランの更新時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの更新時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任しているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家のみなさまに直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家のみなさまに与える影響

本プランの手続に従い本新株予約権の無償割当てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主のみなさま（以下「割当対象株主」といいます。）に対し、原則としてその保有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主のみなさまが、本新株予約権の行使期間内に、所定の行使価額に相当する金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手続」(ii)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化されることとなります。但し、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手続」(iii)に記載する手続により、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあ

ります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主のみなさまは、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、当社は、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、上記2.(2)「本プランに係る手続」④(a)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家のみなさまは、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主のみなさまに必要となる手続

(i) 本新株予約権の割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社取締役会は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当対象株主に対し、原則としてその有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

(ii) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項並びに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおかれましては、本新株予約権の行使期間内で、かつ、当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、当該行使請求書及びこれらの必要書類をご提出いただいた上、本新株予約権の行使請求受付場所に当該行使請求書及びこれらの必要書類が到達し、原則として、本新株予約権1個あたり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とす

る金額の範囲内で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を当該行使請求受付場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

(iii) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得します。

このうち、非適格者以外の株主のみなさまから本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を交付する場合には、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。なお、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主のみなさまに対して情報開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- (注10) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株

式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。

- (注11) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注12) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注12において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
- (注13) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注14) 独立委員会規則においては、概要以下のような事項が定められております。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、
（i）当社社外取締役、（ii）当社社外監査役、または（iii）社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務もしくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
 - ・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（但し、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
 - ・独立委員会は本プランに定められた事項について決定等を行う。
 - ・独立委員会は各独立委員会委員によって招集され、その決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

以 上

独立委員会委員略歴

本プラン更新後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

橋本 晃明（はしもと てるあき）

略歴 昭和18年生まれ
昭和41年4月 三井物産株式会社 入社
平成元年5月 東洋水産株式会社 入社
平成7年6月 東洋水産株式会社 代表取締役社長
平成15年7月 株式会社三友小網（現三井食品株式会社）
代表取締役会長
平成18年10月 三井物産株式会社 顧問
平成18年10月 三井食品株式会社 取締役相談役
平成20年6月 三井食品株式会社 相談役（現在に至る）

白土 種治（しらと たねじ）

略歴 昭和15年生まれ
昭和39年4月 日産自動車株式会社 入社
昭和46年9月 ニューヨーク大学大学院経営学修士（MBA）
昭和46年11月 ピート・マーウィック・ミッチェル（現KPMG）入社
昭和47年8月 米国公認会計士
昭和50年12月 大蔵省（現金融庁）より外国公認会計士認可
昭和55年4月 白土外国公認会計士事務所開設（現在に至る）

末吉 亙（すえよし わたる）

略歴 昭和31年生まれ
昭和58年4月 弁護士登録、森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
平成2年1月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）パートナー
平成19年4月 末吉綜合法律事務所開設
平成21年12月 潮見坂綜合法律事務所に改称（現在に至る）

以 上

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役である八重田敏夫氏および武山信義氏の補欠の社外監査役として、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得た上で取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
加藤 一郎 (昭和30年4月1日生)	昭和58年4月 弁護士登録（東京弁護士会所属）	0株

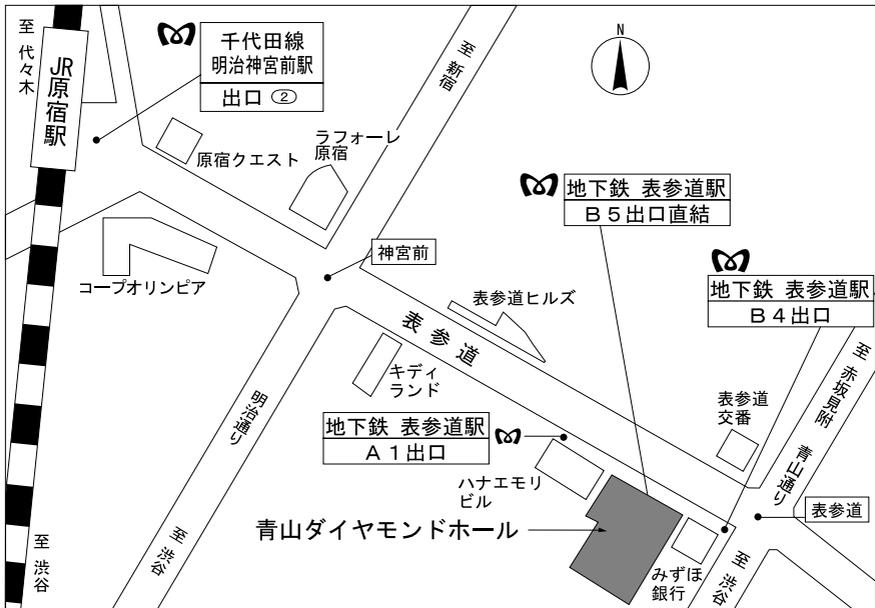
- (注) 1. 候補者 加藤一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 同氏は、弁護士として法律上の専門知識を持つとともに商事問題に関する豊富な経験を有しており、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるものであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区北青山三丁目6番8号
青山ダイヤモンドホール
電話 03-5467-2111 (代表)

下車駅 J R 山手線 原宿駅下車徒歩15分
地下鉄 銀座線 }
半蔵門線 } 表参道駅B5出口直結
千代田線 }



*表参道駅B5出口が青山ダイヤモンドホール表玄関前に直結しております。
*駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。